

医療法人城戸医院居宅療養管理指導 運営規程

第1条 医療法人城戸医院が開設する、城戸医院が実施する指定居宅療養管理指導の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者等」という。）に対し、適切な指定居宅療養管理指導を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 城戸医院が実施する指定居宅療養管理指導の従業者は、要介護等が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、心身の状況や環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図ることを目的とする。

2 指定居宅療養管理指導の実施に当たっては、居宅介護支援事業者、その他保健・医療・福祉サービスを提供する事業者との綿密な連携に努めるとともに、関係区市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第4条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 医療法人 城戸医院
- 2 所在地 福岡県八女市鶴池7番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 指定居宅療養管理指導の従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

医師 1人 (常勤 1名)

医師は、居宅を訪問し、医学的観点から、居宅介護サービス計画の作成等に必要な情報提供及び介護方法についての指導・助言、利用者家族に対する療養上必要な事項の指導・助言を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業者の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 月曜日から金曜日 9:00～17:30
- 2 土曜日 9:00～12:30

日曜日、祝日、第2・4土曜日及び12月29日～1月3日を除く。

(事業の内容)

第7条 指定居宅療養管理指導の内容は次のとおりとする。

- 1 要介護者または家族からの介護全般に関する相談等に応じる。
- 2 居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）に対し、居宅サービス計画の作成等に必要な情報を提供する。
- 3 要介護者または家族に対し、居宅サービス利用上の留意事項や介護方法の指導・助言を行う。
- 4 その他療養生活向上のための指導・助言を行う。

(利用料等)

第8条 指定居宅療養管理指導及び指定介護予防居宅療養管理指導を提供した場合の利用料は、次のとおりとする。

- 1 指定居宅療養管理指導及び指定介護予防居宅療養管理指導を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める額とし、指定居宅療養管理指導及び指定介護予防居宅療養管理指導が法定代理受領サービスであるときは、その額の1割、2割又は3割とする。
- 2 居宅療養管理指導に要した交通費等については、実費を徴収する。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合は、利用者または家族に対して事前に説明し、支払いを受けるものとする。

(苦情処理)

第9条 居宅療養管理指導等に関わる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するために受け付け窓口を設置し、苦情内容の記録など必要な措置を講じる。

利用者または家族に対して苦情に対する措置の概要について重要事項に記載、説明し事業所内に掲示する。

(事故処理)

第10条 居宅療養管理指導の提供により事故が発生した場合は、市町村、家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行い、記録等必要な措置を講じる。

賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第11条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- 1 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話措置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分周知する。
- 2 虐待の防止のための指針を整備する。
- 3 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- 4 第三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 5 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

(感染症の予防及びまん延防止のための措置)

第12条 感染症の予防及びまん延を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- 1 感染症の予防まん延防止のための従業者に対する研修及び訓練の実施
(年1回以上及び新規採用時) -

- 2 その他感染症の予防及びまん延防止のために必要な措置
(委員会の開催 6ヶ月に1回以上・指摘整備等)

(雇用分野における男女均等な機会及び待遇の確保に伴う、ハラスメント防止のための措置)

第13条 男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策に関する事業所の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策のため、次の措置を講ずるものとする。

- 1 従業員に対するハラスメント規程の周知・啓発
- 2 従業者からの相談に応じ、適切に対処するための体制の整備
- 3 その他のハラスメント防止のために必要な措置

(業務継続計画<BCP>の策定に関する措置)

第14条 感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に行うなどの措置を講じる。

- 1 従業者に対するBCPの周知 BCP研修及び訓練の実施(研修 訓練 年に1回以上)
- 2 従業者は、業務継続計画を随時見直し、必要な変更を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第15条

- 1 従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は城戸医院が定めるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第16条 通常の事業の実施地域は八女市、筑後市、広川町とする。

付則 この規程は令和6年3月1日から施行とする。